

1. 個人情報の保護に関する法律施行条例について
2. 宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例について
3. 核燃料税条例について
4. 地方独立行政法人宮城県立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を定めることについて
5. 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

自由民主党・県民会議を代表し、今定例会に提出されております各号議案及び発議第二号議案、宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例について、賛成の立場から討論を行います。

初めに、議第七十九号議案、個人情報の保護に関する法律施行条例について。この議案は、昨年五月、国において個人情報の保護に関する法律が改正され、令和五年四月一日から本県にも新しい法律が適用されることから、法律の施行に関し、必要な事項を定め、新しい法律解釈とのそごを来すなどで県民生活に支障がなきよう定めようとするものであります。先ほどの討論からは、行政機関等匿名加工情報の提供がプライバシーを侵害するおそれへの懸念やこれまで各自治体が行ってきた個人情報保護条例による運用に対して、国が一律の取扱いを押しつけるものではないかといった点が、反対の理由のようであります。しかしながら、ビックデータともなる個人情報の利活用は、民間ビジネスのみならず行政運営でも、様々な分野で欠かせない有益な情報になっており、その情報の取扱いに懸念を示し、そこで思考停止するのではなく、いかに安全かつ丁寧に有効活用することを考えることこそが、これからの行政機関に与えられた責任であると考えます。その上で、まず行政機関等匿名加工情報の提供については、個人情報保護委員会等の関係機関との連携を図りながら、その取扱い基準などを定めるとともに、情報の匿名化に当たっては十分なチェック体制の下に適切に業務を行うことにより、プライバシーの問題や情報漏えいの懸念を防止できるものであります。また、今回の法改正が一律の取扱いを押しつけるとの意見に関しては、全国の地方公共団体がそれぞれ条例を定めていた事実ではありますが、社会全体のデジタル化が進展する中で、各自治体が独自の制度を持つことによるデータ流通への懸念や社会的に要請される保護水準を満たさないケースの発生といった事態も懸念されたことが、全国共通のルール設定に至った背景であります。個人情報は、アナログの文字情報で、一部所有者により保有されるものではなく、デジタル化の目覚ましい進展の中、国または状況次第では世界にも利活用が可能なものとして、国益を守る観点からも全国的な枠組みとして順応させる視点も必要であり、本県もその例外にあるわけではなく、今回の対応は時代の要請として現実的に必要な対応であると考えます。なお、本条例につい

ではパブリックコメントや個人情報保護審査会において意見聴取が行われるなど、提案に当たって所定の手続も踏まれているものと理解しており、県執行部に対してはこれまでの取扱いが後退したと受け取られることのないよう、適切な運用を求めつつ本議案は可決すべきものと考えます。

併せて発議第二号議案、宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例についても、県議会としてこれまで条例が未制定であったため、今般の法改正を契機に、個人情報保護条例制定検討委員会を設置して、守屋委員長の下、八回にわたる慎重な議論を重ね、パブリックコメントを実施し、取りまとめたものであります。なお、先ほど指摘のあった死者の情報提供の取扱いに関しては、要綱等により取扱いを別途に定め、遺族への情報提供や利用・提供の制限について、適切に対応できるよう検討を行うということでもあり、問題はないと考えます。先ほど述べた内容と同様の理由により、発議第二号議案についても、可決すべきものと考えます。

次に、議第八十号議案、核燃料税条例について。この議案は、現行条例が来年六月に失効することを見据え、新たに条例を制定しようとするものであり、価額割を引き下げつつ、出力割を引き上げることで、全体の税率を全国並みまで引き上げるとともに、廃止措置計画認可後も一定の納税を義務づけようとするものであります。先ほどの討論からは、価額割の規定を設けることは原発の再稼働を前提としており、原発を推進するものであることが反対の理由のようであります。本税は、原子力発電所の設置に必要な防災対策、安全対策等の諸施策展開の財源になっております。本県には、女川原子力発電所が立地するという揺るぎない現実があります。そして、稼働中か否かにかかわらず、原子力発電所への県民の不安払拭、安全・安心を確保するという行政機関として果たすべき責任があります。その果たすべきための税であることをまずは理解いただかなければなりません。私が申し上げることでもなく、この税は原子力発電所の立地に伴い、生じる財政需要に対応することを目的としたものであり、現行の課税期間から徴している出力割などは、まさにその観点に基づくものであります。再稼働を理由に今回の議案に反対しようとする理論構成は荒唐無稽なものであり、今、立地されている女川原発に対する県としての責任を放棄するものであり、到底容認できるものではありません。むしろ、今回の議案に反対されるということは、核燃料税を活用して行われてきた避難道路整備をはじめとする各種事業に遅れを生じさせることであり、反対を主張される日本共産党宮城県会議員団は県民にそのようなりiskを押しつけても、なお、自分の意見が正しいと胸を張って言えるのでしょうか。県民の命を守ると言いながら、それに逆行した結果をもたらしかねないことに目を向けようとするその姿勢は、まさに反対のための反対であり、その論拠は破綻しております。なお、税率を引き上げることによる電力会社の負担は、結果として県民の負担につながるのではないかという主張もありますが、その点については、昨今のエネルギー価格の高騰とあわせ、電力事業者が有する高い公益性を踏まえて、東北電力側において総合的に判断されるものであると考えております。よって、本議案は当然可決すべきものだと考えます。

次に、議第九十三号議案、地方独立行政法人宮城県立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を定めることについて。この議案は、地方独立行政法人法第二十五条の規定に基づくものであり、具体的に定めるべき事項は、中期目標の期間や住民に対して提供するサービス、その他の業務の質の向上に関する事項など、同条第二項に列挙されておりであります。四病院の統合・合築に関する検討や協議が途上であることが反対の理由であります。ただいま申し上げましたとおり、中期目標は地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標であり、そこに定める事項は法に明記されておりあります。四病院再編の検討・協議が途上である点は御承知のとおりであります。そうであれば、今回の中期目標において、例えば県立病院の再編協議の進捗に留意するなどの抑制的な表現を用いていることは、日本共産党宮城県会議員団の主張ともそごはないのではないかと思います。いかがでしょうか。

また、今後どのような形で今回の議論が進むとしても、令和八年度までの目標期間中は現在の運営形態が継続するものと当然考えられ、その点からも検討途上であることを理由に反対する姿勢は理解に苦しむものであります。本議案には肅々と可決した上で、今後の四病院再編の協議・検討の状況に関しては、この議場においてしっかりと疑義を正し意見を述べていくことが議員として当たり前の姿勢と考えますが、いかがでしょうか。

また、現在の中期目標の期間は令和元年度から令和四年度までの四年間となっており、そもそも今年度は新たな中期目標を定める時期にあります。しかも、今後の手続として、中期目標が議決された後、病院機構において目標達成のための中期計画を策定し、これについても議会の議決を経る必要があり、これまでも十一月議会に中期目標、二月議会に中期計画に係る議案が提出されておりました。本議案に反対される日本共産党宮城県会議員団は、今後の手続についてどのようにお考えなのか、甚だ疑問であり、先々を見据えた意見をお願いしたいものであります。三浦団長、本議案に反対して本当に大丈夫なのでしょうか。いま一度冷静に先を見据えた判断が必要なのだと考えます。

次に、議第二百四号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び議第二百五号議案、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

まず、議第二百四号議案については、若年層を中心とした給料の引上げ改定や勤勉手当の引上げなど、人事委員会勧告を踏まえた改正内容となっております。そのうち、五十五歳を超える職員に対する昇給制度の見直しについての点が反対の理由とのことでした。今回の条例改正は、国家公務員には既に同様の取扱いが適用されているほか、全国的にも八割を超える都道府県が国と同様の制度を設けており、本県が導入することにも相当の合理性があると考えます。また、職員の士気への影響については、今回の見直しは人事委員会勧告に依拠しており、その客観性はしっかりと担保されていると考えます。組合との協議についても、昨年度から長期にわたる交渉を継続した上で提案の判断に至ったものと伺っており、誠実な交渉は尽くされていると考えます。むしろ、さきの定例会に提案された来

年度からの定年引上げと軌を一にして対応することが円滑な導入につながるものとするものであり、本議案は可決すべきものであります。

併せて、議第二百五号議案については、先ほど述べた五十五歳を超える職員に対する昇給の見直しを行う一方で、特別職の期末手当を上げることへの疑義があるとのことでした。しかし、特別職の期末手当やこれまでも人事院勧告を踏まえた国の指定職に対する支給割合に準じて改定することとしており、本年の人事院勧告による支給割合プラス勧告と県の一般職に対する期末勤勉手当の支給月数の引上げを踏まえ、今回の議案が提出されたものであり、五十五歳を超える職員に対する昇給の見直しと改正の背景とは異なっており、両者を一律に論ずるべきものではなく、本議案は可決すべきものであります。

なお、ただいま申し上げました各議案については、付託された常任委員会でも厳正かつ慎重な審査が行われ、先ほど各常任委員長から原案を可決すべきものと決した旨の報告があったことですから、速やかに原案どおり可決することが、まさに議会の責任を果たすこととあります。議員各位の御理解と御賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

御清聴、誠にありがとうございました。